

新型コロナウイルスの影響で困っている方を応援

掲載無料

ジョブ・ナビ

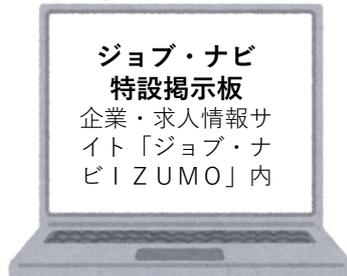
特設掲示板を開設します!

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、解雇や雇止めなど離職を余儀なくされたり、休業による収入減少などで仕事を探している人と、喫緊に人手を必要とする事業者、副業・アルバイトとして臨時的に働く場を提供する事業者とのマッチングを目的に、求人情報を掲載する掲示板を開設いたします。

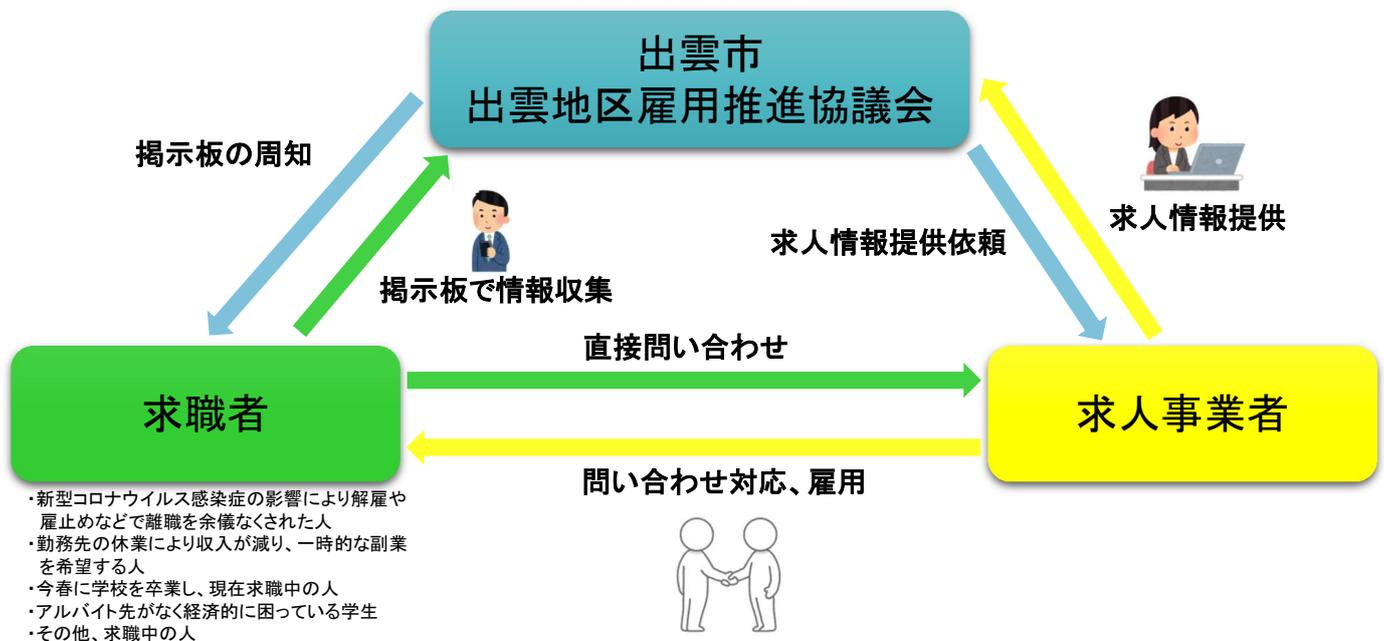
《掲載イメージ》

事業者名	株式会社〇〇〇〇 【URL: https://www.izumo.com/ 】		
住所	〒693-0001 出雲市今市町999番地		
事業職種	製造業		
仕事内容	〇〇を製作する業務 ・〇〇〇 ・〇〇〇		
雇用形態	正社員	雇用期間	期間の定めなし
採用人数	1人	賃金	月給 190,000円
就業時間	8:30~17:15	就業場所	出雲市〇〇町
事業者PR	未経験でも安心して働けます。		
連絡先	〇〇 〇〇 (氏名)	総務部長	
	TEL 0853-12-3456	Mail soumu@izumo.co.jp	

《掲示板活用イメージ》



- ☑ 正社員
- ☑ パート・アルバイト
- ☑ 期間限定雇用



- ・新型コロナウイルス感染症の影響により解雇や雇止めなどで離職を余儀なくされた人
- ・勤務先の休業により収入が減り、一時的な副業を希望する人
- ・今春に学校を卒業し、現在求職中の人
- ・アルバイト先がなく経済的に困っている学生
- ・その他、求職中の人

掲載申込方法

ジョブ・ナビIZUMO (<https://www.kosuikyo.jp/>) 内の申込フォームに必要事項をご入力ください。

※ジョブ・ナビIZUMO→企業の皆様へ→お知らせ→「ジョブ・ナビ特設掲示板」掲載申込ページ
求人情報掲載申込書(裏面)に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールで下記申込先へお送りいただくこともできます。



- ・お申込みいただき次第、内容審査のうえ情報を随時掲載いたします。
- ・求職者への職業紹介業務は行いません。ハローワークの紹介が必要な場合はハローワークへお問い合わせください。
- ・求職者から求人事業者に直接問い合わせがありますので対応をお願いいたします。
- ・求人が充足した場合または掲載した求人を取り下げる場合は下記連絡先へその旨ご連絡ください。

【申込先・お問合せ先】

出雲市・出雲地区雇用推進協議会 (出雲市役所 産業政策課 雇用政策係)
担当：池尻、竹田、野津
〒693-8530 出雲市今市町70番地
TEL：0853-24-7620 FAX：0853-24-7625
Mail：koyou@city.izumo.shimane.jp

送信先

出雲市役所 産業政策課 行
 F A X:0853-24-7625
 メール:koyou@city.izumo.shimane.jp



送信票不要

求人情報掲載申込書

下記、全ての必要事項をご記入のうえ、出雲市役所産業政策課へ FAX またはメールでお送りください。(1求人1枚でお願いします。)

事業者名						
URL			業種			
住所	〒					
募集職種						
仕事内容 (100字以内)						
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 期間限定雇用		雇用期間			
採用人数			賃金			
就業時間			就業場所	出雲市 _____		
事業者PR (200字以内)						
連絡先	姓			名		
	TEL			Mail		
※下記の掲載要件を満たしている。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ※チェックを入れてください。						

①出雲市内に就業場所があること。

②求人内容が労働基準法（昭和22年法律第49号）ほか、法令に違反するものでないこと。

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又はこれらの営業の一部を受託する営業を行うものに該当しないこと。

④雇用主が次の各号のいずれにも該当しないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員、出雲市暴力団排除条例（平成23年出雲市条例第155号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

⑤業務内容が次のいずれにも該当しないこと。

危険を伴うもの、人体に有害なもの、法令に違反するもの、教育的に好ましくないもの、その他公序良俗に反するもの